新年は1月8日休より

事務所HPアドレス http://www.tokatsu-law.com/



発 行 東葛総合法律事務所

編集責任者 萩 原 得 誉 ₹271-0092

千葉県松戸市松戸1281-29 住友生命松戸ビル5階 電 話 047-367-1313代 FAX 047-367-1319

あけましておめでとうございます



富士山とご来光

勝ちとなりやすい小選挙区制、一票の格差 ではないでしょうか。 主主義を守り活かす覚悟を試されているの を次々と強行しています。 この国の平和、 秘密保護法施行や集団的自衛権の容認など、 権は経済政策を前面に押し出しつつ、特定 薄弱な選挙がくり広げられました。 安倍 など選挙制度の問題点はそのままに、 治情勢です。民意が反映されず与党の一 私たちは今まさに、自分たちの人権と民 々しさとは無縁なのが現在 Ė 单 人権を切り崩す政策

拠

事弁弁弁弁弁律 長士士士士士士士 事富藤長萩宗齋福蒲 田吉浜原 森 森 雅 穂

同雄彬平誉え子子代

えた空気が冬らしく、 ますが、キリリと冷 寒い日が続いており 蒲 田

代表弁護士

憲法を考える

議会に送り出して主張す

第4回

リーズ憲法を考える」に変更します。) いて考えます。(今回から、本記事のシリーズ名を「シ 第4回は「表現の自由」と「ヘイトスピーチ」につ イトスピ

認められません。 思い・意見・主張などを と規定されています。 は、これを保障する。」 その他一切の表現の自由 会、結社及び言論、出版 することは、原則として でも、国家がそれを規制 条文です。たとえ政権与 に伝える自由を保障する 様々な方法・手段で外部 党に不都合な言論や集会 ては、憲法第21条に「集 これは、自分の考えや 表現の自由」につい

を他人に伝え、他人から 意見を受け取って意見交 の自由が重要な理由は、 返しになりますが、表現 つは、人は自分の考え シリーズ第2回の繰り

> を深め、個人として成長 らに創作意欲を高めるよ それへの反応を受けてさ 芸術家が自分の創った作 自由が認められなければ、 できるからです。表現の 品を自由に他人に伝え、 換することで自分の考え

その重要性 表現の自由と

> うなこともできなくなる でしょう。 もう一つの理由は、

を持つ国民でも、代表を 権与党の政策と違う意見 られているからこそ、政 です。表現の自由が認め れてはじめて、民主主義 民一人ひとりの自由な発 の社会を実現できるから 言や討論が政治に反映さ 玉

> 策を実現することもでき 行などによって、政策決 デモ・チラシ・機関誌発 ることができます。集会・ 影響を与え、より良い政 定過程や議会での議論に

どんな表現が 許されるの

ことがありますが、これ いるのか」と質問される る際に、「許可を取って す。配布や宣伝をしてい は基本的に自由にできま 配布やハンドマイク宣伝 公共の道路でのチラシ 道路交通法第77条1

要です。ただし、駅構内 の範疇であり、許可は不 布や宣伝は、表現の自由 路で通常の方法で行う配 決があります。公共の道 許可は不要という確定判 ういつでも移動できる状 管理者による規制を受け 伝については、所有者 など私有地での配布や官 布するような場合)には 態で通行人にチラシを配 人の通行を妨害しないよ (一人または少人数で、

> 調整がはかられます。 共の福祉」という概念で 害するなど他者の人権と とおり、ある表現行為が リーズ第2回でも書いた けではありません。シ るので、注意が必要です。 では、憲法第13条の「公 の衝突があるような場面 他人のプライバシーを侵 書こうと自由にできるわ しかし、何を言おうと

かし、通常のチラシ配布 質問だと思われます。 項4号を根拠にしている

チはあり? イトスピー

問題となっているヘイト スピーチについてはどう では、いま大きな社会

度遅らせざるを得なくな

めに下校時刻を1時間程

り、児童の安全確保のた

した。判決の認定によれ 地裁・2013年10月7 なった事件では、一昨年 ば、「在日特権を許さな 年7月8日)が出されま 昨年と京都府の朝鮮学校 して初めての判決(京都 へのヘイトスピーチに関 大阪高裁・2014

り、侮辱したりする行為 特定の属性を持つ集団へ でしょうか。 解説より)のことです。 の暴力や差別をあおった いと思いますが、裁判に (「朝日デジタル」 用語 国籍や人種、宗教など 報道でご存知の方も多 ヘイトスピーチとは、 HATE

を上げたけれども防ぎき り返し、その様子を撮影 とと帰れ」等の怒号を繰 朝鮮人は朝鮮半島にとっ れず、低学年の児童の多 で流していた音楽の音量 の窓とカーテンを閉め、 の教室では教職員が教室 の街宣の際には、低学年 状態にしました。1回目 誰でも閲覧・保存できる じて不特定多数に公開し、 してインターネットを通 朝鮮人とでは約束は成立 囲を2時間半以上、同年 010年1月に学校の周 校の門前で約50分間、2 校(当時)などに押しか らが京都朝鮮第一初級学 くが恐怖で泣き出した 高学年の教室では交流会 めから」「ゴミはゴミ箱に、 もんなんですよ。人間と のはね、人間同士がする は北朝鮮のスパイ養成機 3月には同じ区内の公園 い市民の会」(在特会) いとったらええんや、初 しません」「端のほう歩 た子ども」、「約束という 関」、「犯罪者に教育され した。在特会らは「ここ 上にわたり街宣を行いま から出発して1時間半以 け、2009年12月に学

このような事例は氷山

人種差別撤廃委員会から

訴

弁護士

宗

みなえ

す。国は、既に1937 というのが、この事件で

告を全面敗訴させていま 言わんばかりの理由で原 なってもやむを得ないと

した。最高裁が今回、

重篤な健康被害を受けた

訟

判決2連発

国の責任認める

るなど、学校側は極度の

外授業に変更することを ないために、予定外の課 た。 2回目の街宣の際に 混乱状態に陥れられまし 余儀なくされました。 子を児童の目に触れさせ 学校側は、街宣の様

チはなし! 、イトスピー

るのでしょうか。当然そ の自由」として許容され では、在特会らの行為は のようなことはありませ 1項が禁止する人種差別 ん。 1審・2審の両判決 **《種差別撤廃条約第1条** こうした行為も「表現

> 損害賠償を命じています このような行為は憲法第 範疇である」などと正当 責任を認める判決が出さ 高裁により在特会の賠償 引き続き、在特会に対し 超えており、法的保護に 反し、表現の自由によっ 13条の「公共の福祉」に います。2審判決では、 の主張を明確に否定して 化しようとした在特会ら ながら、「表現の自由の た卑劣な行為をしておき であると認定し、こうし 値しないとして、1審に て保護されるべき範囲を (なお、本稿執筆後、最 確定しています。) 撤廃条約」にも加入して 由の範囲を超えています。 動し、人間の尊厳を傷つ 排斥を訴えるデモ活動は られていますし、国連の るべき条約によってもへ います。これら日本が守 あった国連の「人種差別 し、前述の判決で言及が 約」を批准しています 日本は国連の「自由権規 けるヘイトスピーチは、 すように、人種差別を扇 団体による在日外国人の の一角で、在特会などの イトスピーチ規制が求め 憲法の保障する表現の自 しかし、右の裁判例が示 全国で活発化しています。

することは許されません。 や、対策を取らずに放置 出されてもいます。もは 律で規制するよう勧告が は、ヘイトスピーチを法

注意を 過度な規制 I

党は改憲草案第12条で、 はならない」と、現行憲 益及び公の秩序に反して で紹介したとおり、自民 ります。シリーズ第2回 論統制を招く危険性もあ 表現の自由を侵害し、 人権の行使について「公 た対策が取られた場合、 その一方で、行き過ぎ

も、新設の第2項で「公 ようとし、草案第21条で 持ち出して人権を制約し く異なる抽象的な概念を 法の「公共の福祉」と全 益及び公の秩序」により

としています。一昨年12 月には、表現の自由の当 表現の自由を制約しよう

策」と称して開いたプロ が「ヘイトスピーチ対 さらに、昨年8月に同党 されてしまいました。) 年12月10日に同法は施行 (なお、本稿執筆後の昨

されましたが、この中心 る「知る権利」を侵害す 然の前提として保障され にいたのも自民党でした。 る秘密保護法が強行採決 では、国会周辺のデモや 街宣活動への規制も併せ ジェクトチームの初会合 て検討する方針が打ち出

はどうすればいいのか。

の石綿曝露被害について 国の賠償責任を認める原 は、国の責任が認められ で、建築現場の建材から 告勝訴判決でした。これ 訟東京地裁判決に続き、 首都圏建設アスベスト訴 る流れが定着したといえ

以前詳しく報告しました 判決が言い渡されました。 スベスト訴訟の福岡地裁 賠償を求めた九州建設ア 職人さんたちが石綿建材 014年11月7日、建築 訟最高裁判決に続き、 による健康被害に対する 大阪泉南アスベスト訴 2 一方、福岡地裁判決は

断して石綿を吸い込んだ のは同じなのにです。国 等については国の賠償責 労働者ではない「一人親 建築現場で石綿建材を切 任を認めませんでした。 方」と呼ばれる職人さん

深刻な人権侵害を防ぐに にヘイトスピーチという 中心になって「規制法」 されたとの報道もありま 人権制限を引き起こさず 監視の目 求められる ねません。 全般が過度に制約され チに限らず、表現の自由 を作れば、ヘイトスピー した。このような政党が 言論統制という重大な

害は防げたはずです。そ されて全国に拡散し、今 綿規制をしていれば、建 るべく速やかに適切な石 後も解体工事に伴って石 数の住宅、ビル等に使用 して、石綿建材が莫大な 築職人さんたちの健康被 れたはずです。 いう最悪の事態を避けら 綿被害が増大するなどと が国民の生命・健康を守

賠償責任も認めませんで した。企業は石綿が健康 て利益を得ていた企業の 石綿建材を製造・販売し また、福岡地裁判決は

> 求められています。ヘイ ばならない。」と定めて 保障する自由及び権利は、 ばなりません。憲法第12 早急に対策を考えなけれ 国民の不断の努力によつ 条は「この憲法が国民に していきましょう。 めぐる動向を厳しく監視 トスピーチとその規制を います。まさに今、国民 て、これを保持しなけれ 一人ひとりにその努力が

当事務所憲法委員会) (本文・イラスト



すので、これからも注目 させるという意気込みで と企業の賠償責任を認め 東京地裁と横浜地裁で闘 害を増大させました。毒 して下さい。 弁護団一同奮闘していま 東京高裁で、二陣訴訟が するなど許されません。 賠償するのは当然のこと を売った企業が被害者に われています。必ずや国 訴訟も現在、一陣訴訟が であるのに、企業を免責 つ石綿建材を販売し、被 に極めて有害だと知りつ 首都圏建設アスベスト

健康被害の裁判。201 でもご報告しています石 4年10月9日、日本にお (アスベスト) による

が大量の石綿を吸い込み、 綿工場で働いていた人等 多くありました。その石 生産する小さな町工場が

の生命・健康が犠牲に 済発展のためには労働者

国の賠償責任が認められ 訟』の最高裁判決があり ベスト国家賠償請求訴 いわれる『大阪泉南アス ける石綿被害の原点とも

ちの生命と健康を守る規

し、石綿工場で働く人た

把握していました。しか

重要です。

判決を覆したという点も のような人命軽視の高裁

おり、深刻な健康被害を

場の労働環境を調査して

年から泉南地区の石綿工

ました。

度々『カッとび』紙面

業が盛んで、石綿布等を

のが今回の判決です。実 最高裁が明確に断罪した

泉南アスベスト一陣

訴訟大阪高裁判決は、

経

のは、戦前から石綿紡織

大阪の泉南地区という

でした。その国の怠慢を、

制や対策をしてきません

法教育の

ましたが、今回は初めて 刑事裁判を題材にしてき

民事裁判を題材にしまし

弁護士

大切さ

千葉県弁護士会松戸支部

言い分だけを聞けば、被 でしょう。反対に被告の

2014年7月23日、

えん罪 布川事件

玉

国賠訴訟

提訴から2年

役割を果たしました。

に提出される必要がある

のため、何よりも嫌疑を

当たり前に行われる刑事

よろしくお願いいたしま

かけられた被疑者・被告

は証拠開示を

弁護士 福富美穂子

国家賠償請求訴訟を提起 国と茨城県を被告として 勝ち取った櫻井さんが、 したのが2012年11月 いもので、もう2年が 布川事件で再審無罪を

高生向け模擬裁判を開催

の主催で、第4回目の中

しました。これまでは、

ません。38年ぶりに開示 再審の扉を開き、櫻井さ された数多くの証拠が、 と言っても過言ではあり 味な証拠のみを裁判所に 櫻井さんや杉山さんに有 提出し、裁判官をも欺い 拠を隠し持ったまま、曖 利な証拠、無罪方向の証 経過しました。 たことによって生まれた 布川事件は、検察官が

んらの無罪確定に大きな

は違法だとして国の責任 りをして起訴をしたこと 罪であることは分かった すれば、櫻井さんらが無 の一つとして、検察官が を追及しています。 はずなのに、これを隠し いた全証拠を真摯に検討 起訴をした当時、持って 賠請求における主張の柱 て、あるいは見て見ぬふ そこで、弁護団は、

証拠が、国賠訴訟の法廷 察官が手に持っていた全 するためには、当時、 法かそうでないかを判断 検

この検察官の行為が違

だ せん。国民の税金を使っ だろうと思わざるを得ま 証拠」がたくさんあるの はり、検察官の手元には の対応を見ていると、や な抵抗を必死に続ける国 証拠は闇の中です。無駄 ると言われている未提出 ことごとく抵抗し、いま で求めていますが、国は するよう、あの手この手 ことは明らかです。その 「見せることのできない 「段ボール 9 箱分」あ すべての証拠を開示 弁護団は、国に対

て収集した証拠を、国民

るのではなく、違う視点 くれていました。 自分の頭でよ~く考えて 生徒さんたちも苦労して、 の持つ意味合いが浮かび とで、初めて、その事実 から事実を見つめ直すこ を疑うことなく受け容れ ると感じたと思います。 告の主張がもっともであ 上がるのです。参加した 一方の立場の言い分だけ

だ!」それだけ聞くとな の秘密が漏れては大変だ 話を変えてみます。「国 んとなくそれっぽい気が て守ることが必要なん 国が秘密を指定し

ちは、原告の言い分だけ

裁判官役の生徒さんた

もらいたいことに変わり

た生徒さんたちに学んで

はありません。

裁判でも、参加してくれ

ると、刑事裁判でも民事

もっとも、我々からす

を聞けば原告の主張が

もっともであると感じた

力を巡らせ、違う視点か れません。しかし、想像 えがいい気がするかもし た、それだけ聞くと聞こ ることなんだ!」これま 守ることは日本国民を守 ない。日本がアメリカを カが攻められては、日本 るいは「外国からアメリ するかもしれません。あ 人の老人や幼い子を守れ

ちょっと最近の話題に 子供たちだけではないの う意味を持っているのか これらの言い分がどうい ら自分の頭で考えると、 法教育が必要なのは、

こんな当たり前のことが 人のために開示すること、

> 護士が行い、当日は44名 所の萩原弁護士と長浜弁

の方が参加されました。

学習会は、弁護士同士の

「友の会ためになる講座 こぴっと相続」を開催 昨年10月25日 (土) に

にどうしたらよいかなど

い、相続が発生したとき れました。例題などを用



編集後記

年の挨拶をさせていただ 負けられない闘いが続い アスベストに布川国賠 今年もカッとびで新

ください。

ております。 法教育は、物事を多面

めましたか。集団的自衛

かもしれません。

友の会ためになる講座で講師を務める 萩原弁護士(左)と長浜弁護士

重要な問題を提起してい 現の自由を考えるうえで を教えてくれます。 的に捉えることの必要性 皆さんどのように受け止 ます。ぜひ記事をご一読 昨年に行われた選挙、 ヘイトスピーチは、表 ばかりに勢いづく与党。 権のような議論の分かれ る争点はあえて取り上げ 国民の政治への無関心・

(木) 友の会

12 月 4 日

国賠訴訟へのご支援を、

しました。講師は当事務

りません。今後とも布川 司法を実現しなければな

ました。来年は更に多く の方に参加いただければ 名の方に参加をいただき た。生憎の雨でしたが70 忘年会を柏のザ・クレス トホテルにて開催しまし と思っております。

スカッション形式で行わ 掛け合いやグループディ

今後の友の会行事の

21日 (土) に午後2時か ら、松戸市民会館301 ためになる講座 2月

あり) 4月11日 (土) 伊 勢丹バンケットルームに 友の会総会(ミニ講座

合法律事務所まで) (お問い合わせは東葛総

戦後最低の投票率が示す ず、経済政策のみを強調 離は広がる一方です。 絶望感、国民と国政の距 し、結果が全てと言わん